

議案第85号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成24年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改め、同表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

変更後	変更前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～20 略		
21 農村災害対策整備事業	工事費の 100 分の 14に相当する額	
22 地域用水環境整備事業		工事費の 100 分の 25に相当する額
23 農業体质強化基盤整備促進事業 (彦名地区)		工事費の 100 分の 13に相当する額
24 耕地災害復旧事業	略	

備考

1～4 略

事 業 名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～20 略		
21 耕地災害復旧事業	略	

備考

1～4 略